

一般事業主行動計画

1. 計画期間 平成26年10月1日から平成28年9月30日までの2年間

2. 内 容

【目標1】 成人するまでの子を持つ職員が希望する場合に利用できる勤務時間短縮等の措置を導入する。

＊短時間勤務制度

＊所定外労働をさせない制度

＊始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ制度

＊短時間有給休暇取得制度

【目標2】 有給休暇の取得促進をする。休暇取得実績を把握し、口頭等により、有給休暇の取得を促す。

平成26年8月27日作成

岩国建設業協同組合